

情報モラルとセキュリティ

学修到達目標

1. 情報モラルとセキュリティについて説明できる。

知的財産権
(著作権など)

マナーやルール
(ネチケット)

情報モラル

セキュリティ

個人情報
プライバ
シー

データ保護
ウィルス等への対応

「情報モラル」とは何か

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度

(平成14年6月 文部科学省「情報教育の実践と学校の情報化」より)

第三章 第五節 情報化への対応のための改革

1 情報モラルの確立

情報化社会においては、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分に認識し、将来を見込んだ新しい倫理・道德の確立、新しい常識の確立、情報価値の認識の向上など情報の在り方についての基本認識—「情報モラル」を確立する必要がある。

(昭和62年の臨時教育審議会最終答申より)

インターネット活用の光と影

光



①
興味・関心
意欲の向上



児童生徒

④
新しいコミュニ
ケーション活動
の獲得

②
自己表現力
の育成

③
自主的・自発的
な学習の促進

⑤
指導法の改善、
教材の工夫

教職員

⑥
情報発信にとも
なう外部評価

⑦
共同学習による
学びの広がり
と深化

⑧
情報の受発信
にともなう責任
の醸成

③「情報社会に参画する態度」

- ・情報の信頼性と信憑性に対する認識
- ・個人情報や著作権保護に対する理解
- ・コンピュータ犯罪の実態に対する理解
- ・生活・自然体験等、実体験重視
- ・豊かな人間関係の構築
- ・健康問題に関する意識化
- ・情報モラル・マナーの育成
- ・有害情報についての対応

①「情報活用の実践力」

- ・情報手段の適切な活用
- ・プロセスとしての情報処理
- ・相手を意識した情報発信

②「情報の科学的な理解」

- ・情報手段の特性の理解と適切な選択
- ・情報に関する基礎的な理論や方法の理解

情報活用能力の育成

心身の健康

ネットワーク犯罪

有害情報

仮想現実

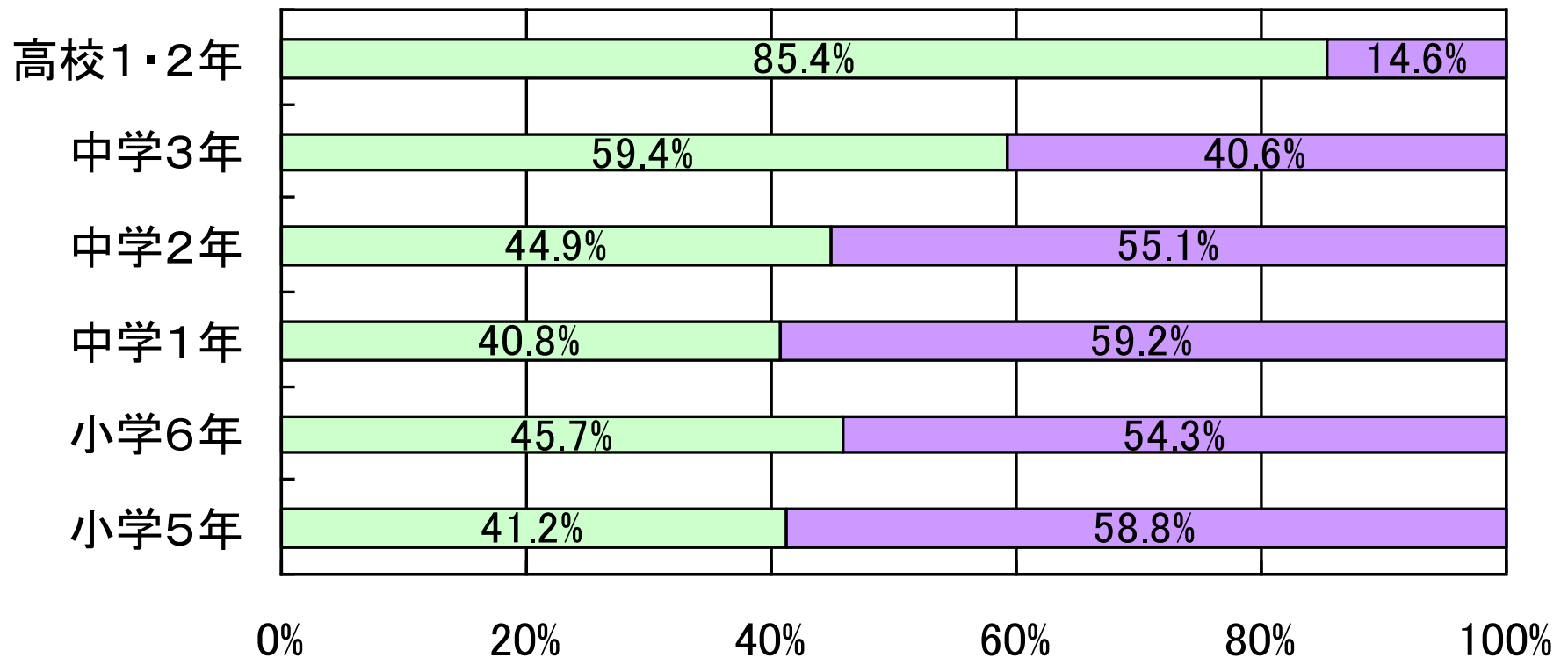
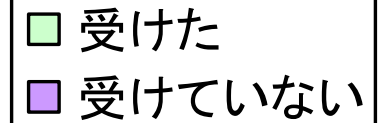
直接体験の不足

コンピュータウィルス

影



あなたは、学校で情報モラルやマナーについての
授業を受けましたか



対象児童生徒数35,765人

小・中学校平成17年6月実施

高等学校平成17年2月実施

1. 個人情報保護とセキュリティについて



個人情報とは？

個人に関する情報

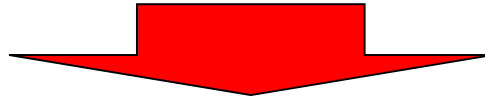
- ・文書記述、画像、音声、記号等により当該**個人を識別**
- ・その情報単独では個人を特定できないが
他の情報との組み合わせで**個人を識別**

氏名 生年月日 年齢 住所 電話番号 職業 家族
クレジットカードNo 保険証番号 キャッシュカード暗証番号
教科・科目の成績 出欠情報 就職・進学先 等

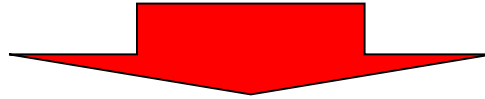
その他、映像情報、メールアドレス情報など

個人情報保護法の背景

情報通信技術の進展
インターネットの普及



情報漏えい事件多発



個人情報保護法 成立
2003年5月30日

2005年4月1日から全面施行(個人情報取扱事業者の義務等)

学校は「個人情報」の宝庫

- 児童生徒名簿・保護者名簿等
- 緊急連絡先・住所録等
- 生徒指導要録
- 諸帳簿（歯科検診簿、健康診断票等）
- 児童生徒の健康上の配慮事項
- 成績一覧表・成績表・通知票等
- 諸検査・連絡票 等



事例その1 岐阜県の中学教諭、生徒名簿と卒業生成績データ入り

PCを盗まれる 2005年2月19日

16日19時30分頃、男性教諭が、帰宅途中に立ち寄った店舗駐車場で車上狙いに遭い、全校生徒679人の氏名、住所、電話番号などが記載された緊急連絡用名簿と、2004年度2学期の卒業生約500人分の成績表などのデータが入ったノートPCを盗まれた。

個人情報の外部持ち出しは

原則しない。

校内規定はあっても...

◆**教員個人の意識の問題**

◆**組織として社会的信用失墜**

同校は名簿類などを校外に持ち出さないように指導しており、市教委に報告し、生徒や保護者らにも経緯を説明、謝罪した。

事例その2 静岡市教委、保護者に陳謝 2005年04月21日

静岡市教委は21日、廃棄したパソコン(PC)から同市内の小中学校少なくとも3校の児童、生徒の個人情報流出したと発表した。別の2小学校などの情報も流出した恐れがあり、児童の氏名、電話番号、行事の写真などの情報が含まれているという。原因！
ハードディスクを復元できる状態で廃棄していたのがデータの完全抹消までも

含めて責任

この5校などで使われたリースPC計6台は、先月下旬に返却され、その後、産廃業者の手にわたった。業者がPCを屋外に3日間保管していた際にハードディスクが盗まれたとみられるという。

事例その3 全児童名簿流出：ウィニーで感染、成績表も

愛知の小学校 2005年6月2日

- 愛知県一宮市の市立小学校の03年度の全校児童535人と教職員の名簿などがインターネット上に流出していることが1日分かった。児童名簿には住所や電話番号などが保護者や兄弟の名前など個人情報が入っていたが、複数の教科でクラスごとに一覧にした成績表も流出していた。学校側や同市教委は流出の事実を把握していなかったという。

外部持ち出しを禁止してい

たが...

・個人用パソコンに個人情報を入れたままに？

・インターネットにつながった環境で個人情報を？

- 児童名簿などは小学校で作成されたことみられ、児童名簿や教職員名簿を管理していた個人所有のパソコンがファイル交換ソフト「ウィニー」のウイルスに感染したため、個人情報が漏れたとみられる。

5日

- 北海道江別市の中学校で、生徒が学校のパソコンから教職員用の校内ネットワークに侵入し、生徒約200人の個人情報入手していたことが、4日、指摘された。
- 生徒は、校内にあるパソコンに校長名をパスワードとして入力すると教職員用校内LANに侵入できることを偶然に知った。
- 学校側は「この生徒はパソコンが得意で、いたずら半端な子」と誇示したい気持ちもあったようだ」としており、「不正アクセスは違法」と生徒を指導。

「情報管理責任の甘さ」
指摘！

●パスワードさえかければ安全か？

- ・想定しやすいPW ×
- ・更新されないPW ×

学校における個人情報の管理・運用

1. 学校での取扱い

- 個人情報を収集するときは目的を明示する。
- 個人情報は本人から取得するようにする。
- 収集した個人情報は、正確かつ最新の状態で保つ。
- 個人に関わる書類を外部に持ち出さない。
- 不要になった個人情報は適切に処分する。
- 職務上知り得た個人情報を他人に知らせたり不当な目的に使用しない。

学校における個人情報の管理・運用

2. データの管理・取扱い

- 個人情報のデータには暗号化、パスワードの設定をする。
- 個人情報はパソコンのハードディスクには保存しない。
- データは、施錠できるロッカーや金庫等に保管する。
- 個人情報を含むデータはネットワークから切り離れたコンピュータで利用する。
- ネットワークセキュリティの環境整備を行う。

2. 著作権保護について



Q1

授業で使用するために、著作権者の了解なしに、小説をコピーして生徒に配布した。



著作権法 第35条第1項

Q2

教員が、市販のドリル教材などをコピーして宿題として、児童に配布した。



著作権者の利益の
不当な侵害

Q3

授業で活用するとよいテレビ番組を録画し、多くの先生方に利用してもらうことができるように整備した。



本人の授業で使用する
場合のみ

Q4

文化祭で、ブラスバンド部が作曲者の許可を得ずに、現在流行している曲の演奏をした。



著作権法 第38条第1項

Q5

文化祭で、現在流行している曲を演奏するための練習に必要な楽譜をコピーし、部員に配布した。



楽譜のコピーについては
著作権者の了承が必要

Q6

保護者から、心温まる手紙をいただいたので、通信に掲載して、全校児童（生徒）に配布した。



保護者の許諾が必要

著作権制度の概要

著作権	著作物を創作した人(著作者)に与えられる権利の総称
著作物	思想又は感情を創作的に表現したもの
著作者	著作物を創作した人
著作権の発生	著作物を創作した時点で著作者が自動的に取得する(無主義方式)
著作物の保護期間	(原則)著作者の生存中及び 死後50年

第五款 著作権の制限(例外措置)

私的使用のための複製(第30条)

図書館等における複製(31条)

引用(第32条)

学校その他の教育機関における複製(第35条)

など第30条～第50条まで

第35条(学校その他の教育機関における複製)

学校その他の教育機関において**教育を担当する者は、その授業の過程における使用**に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することが**できる**。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

法律があるから著作権を守るのではない



人間性のモラルの問題

ネットワークの世界でモラルを
確立するためには「よい人」を
育てること

3. マナーやルールについて



マナーやルールの尊重

- 不確かな情報を鵜呑みにしない。
- 不適切な情報、不正な情報、犯罪にかかわる情報を送受信しない。
- 相手とのコミュニケーションを円滑にしてトラブルを避ける。

例えば、...

- 電子メールは、相手の立場に立って言葉を選び、慎重に作成し、受信したメッセージは寛大さを持って読む。
- 個人や特定の人を攻撃したり中傷したりするような表現は避ける。
- 日常的には、チェーンメール、長い文章、制限以上の添付ファイルは避ける... 等

誹謗・中傷メール

今日学校で、A子さんは、ちょっとしたことでB子さんと言
い合いになり、言い負かされてしまいました。

A子さんは家に帰ってからも悔しさがおさまりません。そ
こでいつもメールを送り合っている友達あてに『B子はテスト
中にカンニングしている。』といったメールを送りました。

○どこが問題なのだろう

- ・インターネットを通して発信した「うそ」が、自分の知らないところで早く広がっていき、他人を傷つけ取り返しの付かない状況をつくってしまう。

○どうしたらよいのだろう

- ・他人を理解するためには、相手の立場に立ち、相手を思いやる気持ちを持つことが大切。
- ・自分と異なる意見や考え方に対しては、広い心を持つことが必要。

事例に見る脅威の例（不正書込）

★学校ホームページの「掲示板」に不適切な書き込み（県内）

@学校ホームページの掲示板に自校の生徒が
[] 民間の会社を誹謗・中傷する不適切な書き込み

@会社経営者から、学校へ削除要請のメール

@担当職員がメールに気づかず何日も放置

@会社経営者は、無視されていると度重なる警告、
[] 対応策をとらない
学校に激怒、
→ 告訴も考慮すると、直接学校に抗議

@事態に気がついた学校が対応

出会い系サイトによる被害者の大半が 18歳未満の子どもたち！

- 平成14年中の被害者数は**1,517人** うち18歳未満の子どもが**1,273人**（平成12年の**18倍**）
- **全事件の97%が携帯電話を使用**
- 事件の内訳約**47%**が「児童買春・児童ポルノ法違反」「強盗」「強姦」などの重要凶悪事件も発生
- 児童買春事件の**92%**が子どもからの誘いかけ（平成14年・勧誘状況判明分）

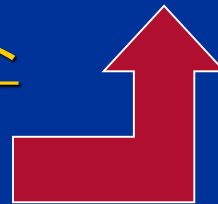
インターネット上における違法・有害情報 対策

IT安心会議

2005,6/30 8/31

1. フィルタリングソフトの普及等(モバイル向けにも開発中)
2. プロバイダ等による自主規制(サイバーパトロールの強化)
3. 違法・有害情報対策に関するモラル教育の充実
4. 相談窓口の充実等(IT安心相談マニュアルの作成中)

- 集団自殺志願者サイト
- 爆発物サイト
- 偽札サイト
- 出会い系サイト 等



人命保護

内閣官房、総務省、文部
科学省、経済産業省、
警察庁、厚生労働省

児童生徒への情報モラル教育の充実

☆情報化社会において

児童生徒を「被害者・加害者」にしないため

に！！

教育が最大のセキュリティ対策

「……」をやってはいけない！

ではなく

「……」をやったらどうなる？

影響や結果、責任などの具体例を見せて、考えさせる！！

情報モラルとセキュリティ

2005年度 所員研修



おわり

お疲れ様でした